

# 経済産業省

20170316 商局第 8 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901 商局第 3 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901 商局第3号）の一部改正 新旧対照表

○別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p><b>第36条（供給設備の点検の方法）関係</b></p> <p>1. 第1項第1号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。</p> <p>2. <u>液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、工事終了後、規則第18条第9号に規定する気密試験を実施して合格した供給設備を用いて、直ちに供給を開始しようとするときは、供給開始時の漏えい試験は省略できるものとする。</u></p> <p>3. 腐しよくについては、例示基準第41節で定める埋</p>	<p><b>第36条（供給設備の点検の方法）関係</b></p> <p>1. 第1項第1号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。</p> <p><u>また、液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、工事終了後、規則第18条第9号に規定する気密試験を実施して合格した供給設備を用いて、直ちに供給を開始しようとするときは、供給開始時の漏えい試験は省略できるものとする。</u></p> <p><u>さらに、「充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）」は、容器交換時とは別に月1回の検針時をもって点検を実施しても差し支えない。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>設管腐食測定器により腐しよく測定を行い、同第41節で定める抵抗値以上の場合は「機能を損なうおそれのある腐しよくが生じないもの」とみなすことができる。</p> <p>4. 「充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）」は、容器交換時とは別に月1回の検針時をもって点検を実施しても差し支えない。</p> <p><b>第37条（消費設備の調査の方法）関係</b></p> <p>1. 第1号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。また、同欄中「液化石油ガスの最初の引渡し時」とは、容器に充てんされた液化石油ガスを現に引き渡すときをいう。</p> <p>2. ～4. （略）</p> <p>5. <u>第36条（供給設備の点検方法）関係3.の規定は、消費設備の調査の方法に準用する。</u></p> <p><b>第66条（軽微な変更）関係</b></p> <p>第1号中「（同型式のものに限る。）」とは、同一製造事業者による同一型式との意味であり、仕様又は性能が変更されるものは、規則第65条の許可を申請する必</p>	<p>（新設）</p> <p><b>第37条（消費設備の調査の方法）関係</b></p> <p>1. 第1号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。また、同欄中「液化石油ガスの最初の引渡し時」とは、容器に充てんされた液化石油ガスを現に引き渡すときをいう。</p> <p>2. ～4. （略）</p> <p>（新設）</p> <p><b>第66条（軽微な変更）関係</b></p> <p>第1号中「（同型式のものに限る。）」とは、同一製造事業者による同一型式との意味であり、仕様又は性能が変更されるものは、規則第65条の許可を申請する必</p>

改正案	現行
<p>要がある。また、第<u>3</u>号中「液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備」とは、規則第64条の技術上の基準に係るもの以外であることはいうまでもなく、例えば、シャーシー部分の取り替え等がこれに当たる。</p>	<p>要がある。また、第<u>2</u>号中「液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備」とは、規則第64条の技術上の基準に係るもの以外であることはいうまでもなく、例えば、シャーシー部分の取り替え等がこれに当たる。</p>